資料４

子ども未来部子ども政策課

宝塚市いじめ問題再調査委員会の設置について

平成 28（2016）年 12 月 8 日に発生した市立中学校生徒転落事案について、再調査を行うため、「宝塚市いじめ問題再調査委員会」を新たに設置することから、設置条例案及び補正予算案を６月議会に提案しました。

１　制定する条例及び根拠

宝塚市いじめ問題再調査委員会条例
根拠法令：いじめ防止対策推進法第 30 条第 2 項

２　教育委員会からの調査結果報告後の経緯

(1) 教育委員会から市長へ調査報告書と遺族の所見書を報告　…　平成 31（2019）年 4 月 26 日
(2) 市長から「宝塚市子どもの権利サポート委員会」へ再調査に関する意見を依頼　…　平成 31（2019）年 4 月 26 日
(3)「宝塚市子どもの権利サポート委員会」から市長への再調査に関する意見書の受理　…　令和元（2019）年 5 月 7 日
(4) 令和元年６月市議会に新たな第三者委員会「宝塚市いじめ問題再調査委員会」設置に関する条例案の提案　…　令和元（2019）年 5 月 27 日

３　宝塚市子どもの権利サポート委員会で再調査を実施しない理由

本市のいじめ防止基本方針において、いじめ防止対策推進法第 30 条第 2 項の再調査実施機関として位置づけている宝塚市子どもの権利サポート委員会に意見を求めたところ、同委員会は、通常の相談等の業務として、本案件と関連する事案を継続的に取り扱っており、再調査を実施する附属機関となることは、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に照らしても中立的な存在ではないため、妥当ではないと判断しました。

４　宝塚市いじめ問題再調査委員会条例案及び補正予算案の概要

・委員会は、５人以内をもって組織する。（第３条）
・委員は、知識経験者のうちから市長が委嘱する。（第４条）
・任期は、事案ごとに市長が定めることとする。（第４条）
・会議は非公開とする。（第７条）
・調査対象者の協力を努力義務とする。（第８条）
・必要に応じ、調査補助員を置くことができる。（第９条）
・委員及び調査補助員の守秘義務。（第１１条）
・施行日　令和元年７月１日
・再調査委員報酬を新たに設定（６月補正予算　児童福祉総務事業　事業費総額 3,156 千円）
　委員長（日額）18,700 円　　委員（日額）17,400 円　　調査補助員（日額）10,600 円

５　宝塚市いじめ防止基本方針の一部改正

条例制定に伴い、「宝塚市いじめ防止基本方針」では、いじめ防止対策推進法第 30 条第 2 項に規定する再調査に関する諮問を受け、答申を行う附属機関は、「宝塚市子どもの権利サポート委員会」となっているものを新たに設置する「宝塚市いじめ問題再調査委員会」に改めます。